



議案第百六号

三朝町過疎地域振興計画（後期）について

三朝町過疎地域振興計画（後期、昭和六十年年度～昭和六十四年度）を別紙のとおり策定したので、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月二十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年拾貳月廿五日